

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年1月29日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和6年2月9日から同月29日まで縦覧に供する。

令和6年2月6日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 大下所地区	善通寺市産業振興部 農林課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 山下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下川原地区	〃